

別記様式1

年度モニタリング(令和2年度)

施設名称	佐倉市南部よもぎの園
施設概要	所在地:〒285-0806 千葉県佐倉市大篠塚1587番地 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建(南部よもぎの園部分は平屋) 敷地面積:8,372.41㎡ 延床面積:352.32㎡ 建築年月:昭和57年3月 施設内容:玄関、事務室、食堂・休憩室、作業室、保健室、湯沸室、更衣室、多目的トイレ、男女トイレ 附帯設備:駐車場
施設の設置目的	心身障害者に対し指導及び訓練を行うことにより、心身障害者の社会的自立を助長し、もって福祉の増進を図る事を目的にしています。
指定管理者	社会福祉法人 千手会
指定期間	平成28年4月1日～平成34年3月31日
委託料	なし
市所管課	福祉部 障害福祉課
第三者	南部よもぎの園 家族会

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(3)	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(2)	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(4)	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(5)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(5)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(6)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)・(4)	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 別表1	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 別表1	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(3)	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(4)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(8)	

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(8)	
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-5-(1)	
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-5-(2)	
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)	
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)	

3 施設運營業務に関する基準			
利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(1)	
利用 料金 徴収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	S	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
利用 料金 徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(2)	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(3)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(4)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(4)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(4)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	B	B	業務基準書のとおり施設サイトを作成していただくようお願いしています。
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(4)	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(5)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(5)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(2)	
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(1)	
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7)	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7)	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-4-(3)	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-5	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-1-(1)	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(2)	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(3)	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(2)	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(3)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(4)	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(6)	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(6)	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(1)	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(2)	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(3)	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(1)	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(5)	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(1)	

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	

7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-10	

意見記述欄

指定管理者	協定に基づき、適正な管理運営を心掛けて遂行しています。ホームページのリニューアルについては、現在検討中です。
佐倉市	協定に基づき、適正な管理運営がなされていると思います。今後も基準に沿って円滑な管理運営を維持していただきたいと思います。業務基準書のとおり施設サイトを作成していただくようお願いします。施設の不具合箇所についても、その都度連絡、相談をいただいております。今後も適宜協議して参ります。

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	5,034	5,000	3,913	77.7%	78.3%
実利用者数(人)	23	23	23	100.0%	100.0%
稼働率(%)	97	98	75	-	-
利用料金収入(円)	0	0	0	-	-
減免件数(件)	0	0	0	-	-

意見記述欄

指定管理者	<p>新型コロナウイルスの影響で、他事業所を併用している方が通所を見合わせたり、自主的に自粛される方もいて、延べ利用者数が減っています。新型コロナウイルスに1名が罹患したため、専門業者に消毒清掃を実施し2日間休園しました。契約者を数名増やし、稼働率を上げていきたいと考えています。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルスの影響により、利用者の通所見合わせ等で稼働率が下がりましたが、事業所内で楽しく活動できるよう努めていました。新型コロナウイルス収束の見込はついていませんが、今後も感染予防に努めながら、取り組んでいただきたいと思います。</p>

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	47,903,059	48,000,000	35,548,568	74.2%	74.1%
支出(円)	36,522,747	36,500,000	36,572,707	100.1%	100.2%
収支(円) 〈収入-支出〉	11,380,312	11,500,000	-1,024,139	-9.0%	-8.9%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	0	0	0	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	68	68	76	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	2	2	3	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	7,255	7,200	9,346	128.8%	129.8%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	0	0	0	-	-

意見記述欄

指定管理者	新型コロナウイルスの影響で延べ利用者数が減り、障害福祉サービス等事業収入が減りました。また受注作業がほとんどなくなってしまったことで、就労支援事業収益も減りました。職員は通常通り勤務していましたので、人件費比率は上がっています。工賃については今年度はボーナスを支払うことが出来ませんでした。これまでと同様に工賃を支給できるよう今後も努力していきます。
佐倉市	新型コロナウイルスの影響により、作業の減少や利用者の通所見合わせにより就労支援事業収益や工賃が下がった中でも新規の作業を開拓し、工賃の確保に努められました。今後も安定した運営を継続していただきたいと思います。

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
工賃の増加	新型コロナウイルスの影響で受注の仕事がほとんど無くなってしまった。月々の工賃は何とか支払えたが、夏・冬のボーナスは支給することが出来なかった。今年度の平均工賃は13,410円。今後は新規の仕事の開拓と少しでも工賃アップ出来るように努力します。
余暇活動の充実	発表の場や大会はすべて中止になってしまったが、折り紙・音楽は月1回の活動を実施した。皆さん楽しく参加している、日々の仕事の活力となるように今後も続けていきたい。
家族との連携	新型コロナウイルス感染防止のため、家族懇談会は実施していません。

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
稼働率の増加	今年度の平均稼働率は74.5%。契約者数は22名。今後は契約者数を増やし稼働率を上げていけるように努力します。
地域生活支援事業 ・障害者一時介護事業 ・日中日帰りショートステイ事業 ・特別支援学校等日中活動体験事業	障害者一時介護事業とサテライトサービスを組み合わせたパーソナルサポート事業の運営を実施し、利用者の地域活動を支援しました。またより身近で使いやすいサービスとしてサテライトサービス単独でも実施しました。 ・障害者一時介護事業 … 255回 ・日中日帰りショートステイ事業 … 0日 ・特別支援学校等日中活動体験事業 … 4日 ・サテライトサービス事業 … 78回
第三者委員による苦情解決	2ヶ月に一度の第三者委員が来所し、利用者からの話を聞きました。苦情・要望があった場合は、その都度解決するようにしました。家族懇談会を中止したため、保護者との意見交換は実施していません。

意見記述欄

指定管理者	新型コロナウイルスの影響で計画の一部が実施できませんでした。
佐倉市	新型コロナウイルスの影響により、計画通りにいかないことが多く、大変だったと思います。仕事の受注量も安定しない中、新規開拓に積極的に取り組み、工賃を支払っています。今後も稼働率の上昇に努め、安定した運営を継続していただきたいと思っています。

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	評価表を配布し記入していただきました。
回答数等	13
実施結果	21の家庭に対して13の回答を頂きました。良好というご意見を多数いただきました。

回答者の意見等	対応策等
環境・体制整備については、概ね良い評価を頂きました。少し狭いという意見を一部頂きました。	限られたスペースを有効に使えるように工夫します。
適切な支援の提供については、良い評価を頂きました。他事業所や地域との連携について、あまり行われていないという意見を複数頂きました。	他事業所や地域との連携について、積極的に実施していきます。
保護者への説明については、概ね良い評価を頂きましたが、家族会の活動が出来なかったと複数意見を頂きました。	新型コロナウイルスの影響で実施できなかったことは、保護者の皆様にはご理解いただいていると思いますが、今後は感染対策に努めながら、実施方法を工夫していきたいと思えます。
非常時等の対応については、概ね良い評価を頂きましたが、どのような対応をしているのかご存じない方が数名いらっしゃいました。	有事の際の訓練と準備の状況について、保護者に周知を図り、安心していただくように努めます。

意見記述欄

指定管理者	概ね良い評価を頂きました。ご意見については迅速に検討し改善していきます。利用者の皆様が通所を楽しみにしていると多くの方からご記入いただきました。今後も継続できるよう努力します。
佐倉市	利用者満足度調査の結果は良好と思えます。今後も高い満足度が得られるよう、施設運営に努めていただきたいと思います。

⑥総合評価

【令和2年度】
意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>新型コロナウイルスの影響で外注作業がほとんど無くなってしまい、作業収入が前年度の3分の1程に落ち込んでしまいました。月々の工賃は何とか支払うことが出来ましたが、今年度の平均工賃は前年度の半分になってしまいました。新規の仕事の開拓が急務ですが、外注作業以外の仕事についても開拓する必要があります。余暇活動については外部での活動は全て中止でしたが、園内での活動はできるだけ実施しました。利用者の皆様が楽しく通所できるよう、今後も努力していきます。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により、受注作業がなくなり、工賃も減っていますが、新規作業の開拓に取り組み、工賃を上げられるように努めています。また、利用者や保護者の意見等を把握し、迅速に解決するよう努めています。活動が制約される中、工夫して出来る限りのことを実施しています。今後も感染予防を徹底し、利用者が安心してサービスを受けられるよう、施設運営をしていただきたいと思います。</p>

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和2年度)

施設名称	南部よもぎの園
評価者・団体	家族会

業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	S
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	S
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	S
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	S
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	S
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	S
	不足している物品はないか。	S
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	S

3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	S
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	S
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	S
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	S
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	S
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	S
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	S
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	S
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	S
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	S
待遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	S
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	S

総合評価

長引くコロナ禍において、施設の運営、維持管理に積極的注意を払い、取組んで実行している事が充分うかがえます。今後も継続して安全対策に注意して運営していただきたく、宜しくお願いいたします。